

# 中世後期美濃国細目郷の領主古田氏と不二庵

福 島 金 治

はじめに

木曾川の要地細目にある大仙寺(岐阜県加茂郡八百津町)は臨済宗妙心寺派の寺院で、室町期の檀那は古田氏・齋藤氏だった。細目郷は米田荘に属し、守護代齋藤妙椿ゆかりの善恵寺もあった<sup>①</sup>。細目にある黒瀬湊の対岸の小泉荘錦織郷も齋藤氏の拠点で、材木を集積する綱場があった<sup>②</sup>。『八百津町史』は、①錦織綱場が材木の繋留編綱の場で、綱場(木材繋留)と筏場(編筏流送る)は分離し、前者を基盤に河上関が発生したこと、②大仙寺の前身の不二庵の開基如幻尊者は土岐氏一族で、住所の細目城が仏庵に変じたことなどを記している<sup>④</sup>。また、玉村竹二氏は不二庵の法流を明らかにし、土岐頼益が開いた鵜沼大安寺の末寺だったことを指摘した<sup>⑤</sup>。また、『大仙寺史』は古田信正が不二庵の檀那で、東陽英朝が入寺して文亀元(一五〇一)

年に大仙寺と改めたことなど詳述している<sup>⑥</sup>。

寺院経営については、永正年間的美濃国太田郷賀茂社神田関連文書から、天寧寺の塔頭芳沢軒が太田郷の祐川庵を代官に任じて経営したことなどを指摘するが、未検討の部分も多い。筆者は買主未記載の売券に注目して檀那等の土地集積の様相などを検討してきた<sup>⑧</sup>。本稿もその一環で執筆したものである。買主未詳の売券は宝徳元(一四四九)年の高梨一族規式写に「一、利銭出挙、地下之沽却状ニ売主之名字書事者、常之法意也、自今以後不書買主其名借状、従何方出来候共、不可立用候」と「不書買主其名」売券がみえ借状と認知され、売買の証拠文書としない契約があった(『中世法制史料集』<sup>⑨</sup>第四卷一)。売買が質慣行と広く結合していたことは宝月圭吾氏が指摘し、黒田基樹氏は債務が融通として村を支える必須条件となっていたとみている<sup>⑩</sup>。本稿は檀那古田・齋藤氏の土地集積と氏寺との関

係を明らかにし、買主未記載の売券が住人間で利用される具体的様相を検討してみたいと思う。

なお、「大仙寺文書」は『岐阜県史 史料編 古代中世一』を使用し「大仙寺三」と略した。大仙寺文書以外の『岐阜県史』収録分は「県史一、華嚴寺一」と略した<sup>15</sup>。

#### 一 語録類からみた不二庵・大仙寺の檀那

不二庵・大仙寺の僧と檀那について、『大仙寺史』は以下のよう  
にまとめている。

①『梅花無尽蔵』を典拠に、(ア)文明一八(一四八六)年に大安寺の大化春輝が不二庵住持となり、(イ)不二庵では如幻尼が活動し、「古田婆子」と「藤四基信号雲心」(齋藤基信、法名雲心)は「不二」の関係で、如幻尼は古田信正子と推定する。

②細目古田氏と守護代齋藤氏の関係は鵜沼大安寺と不二庵の本末関係にもみられ、齋藤基信関連の宝篋印塔は大仙寺と大安寺にある。古田氏一族には他に醍醐寺理性院嚴助を案内した古田小太郎、汾陽寺領和智郷の安堵に關わった古田光信らがいる。

③功甫玄勲の法語から永正一五(一五一八)年当時の檀那を齋藤利安と確認した。

④大仙寺以外に、細目郷には南陽寺川西側の大梁付近に南北朝期

に細目に拠点をおいた土岐今峰氏が創建した天寧寺があった。

齋藤氏の系譜・事績等には勝俣鎮夫・横山住雄・三宅唯美各氏の間で見解が異なる点もあり、不二庵の問題に限定して確認しておきたい。まず、①(イ)と③を市木武雄『梅花無尽蔵注釈』(一九九)から検討してみよう。①(イ)は『梅花無尽蔵』に「田婆雲叟共其憑、古田婆子藤四郎基信、」とあり、割注部分は『五山文学新集』本では末尾に「之担度也」が加わる。市木氏は「田婆」を「古田婆」、「雲叟」は齋藤基信で「古田婆」の子と解釈した。基信は瑞龍寺開山悟溪宗頓の『虎穴録』に「鏡外宗清禪尼大祥忌拈香」の一文があり「渥美郡居住三宝弟子基信、文明十四年八月十有五日、伏値先妣鏡外宗清禪尼大祥忌之辰」とみえ、<sup>16</sup>鏡外宗清禪尼は基信の母で間違いない。鏡外宗清供養の宝篋印塔は大仙寺と大安寺にあり、<sup>16</sup>基信は両寺の檀那だった。この鏡外宗清が「古田婆」だろう。

その後の檀那を明応元(一四九二)年に住持となった東陽英朝の『少林無孔笛』からみてみよう。<sup>17</sup>如幻尼は「真修正善禪尼下火如幻弟子無病無病」とみえ弟子に真修正善禪尼があった。齋藤・古田両氏の間関係は、明応三年の心源祥忠禪門の三十三年忌の供養文に「藤公基信、特命菴頭小比丘英朝、因香讚揚仏事、蓋藤公之於古田氏也」とある。基信は英朝に仏事を命じている。出自は「藤公之於古田氏也」とあり、「之」は「出る」と読み、<sup>18</sup>基信は古田氏の血族だった。ま

た、明応元年一月の供養文には貞厳徳公大禪定門の供養を「齋藤駿州太守基広」が行い、淨財を捻出して「不二庵」で供養の法会を行ったとある。不二庵を大仙寺に改めた事情は「開山濃州臨瀟山大僊禪寺語文龜元年辛酉、師七四歳、檀越革不二庵改基、新造宮、請師為開山、師改寺名為大仙、山為臨瀟」とあって、文龜元（一五〇二）年に英朝が不二庵を新たに造営して寺名を改めたとあり、檀那は基信の可能性がある。基信の一族は鶴沼・細目に基盤をもっていた。基広は「土岐申次」とみえ（『長興宿禰記』文明、一九年六月二日条）

長享三（一四八九）年二月一日付けで大島瑞信・齋藤為利と連署して土岐氏奉行人連署状を発給しており（『北野社家日記』長、享三年二月三日条）<sup>20</sup>、守護側近の奉行人だった。父祖や居住地のことは、文明一六（一四八四）

年九月二日に「厚見郡居住奉三宝弟子高男基広」が「先考禪悅院殿前駿州太守徳海弘公禪定門大祥忌」の供養を行ったとある。基広とその父は駿河守で、「厚見郡居住」と革手近隣に常駐していた。<sup>21</sup>

英朝の細目郷での供養対象には細目南陽菴看主の叔棠全昌蔵主、郷内に「八景図在細目得月庵」と得月庵がみえ、南陽菴・得月庵等は大仙寺の管内に含まれていたと思われる。

一六世紀初頭の檀那は、永正二五（一五一八）年に住持となった功甫玄勲の『梅北集』にみえる。玄勲の大仙寺入寺は「大檀越本州太守源京兆、安国家於盤石、為仏祖之城池、更冀、本寺檀那齋藤利安」とみえる。土岐政房が大檀那、齋藤利安が檀那だった。<sup>22</sup>

古田氏との関係は「梅関元機禪定門下火古田縫殿助、永正十五戌寅八月十三卯刻、俄受戮、十五夜闍維」とあり、同年八月に古田縫殿助の葬儀を行った。また、「鶴菴常松菴主十三年卒親婆 古田藤五郎」ともみえ、永正一六年に没した古田藤五郎の供養も行っている。

不二庵の初期の檀那は古田氏で、その後は齋藤氏一族が有力となつて文龜元年に東陽英朝が入寺して大仙寺と寺名を変え、永正年間の檀那は土岐政房と齋藤利安に変わっていた。

## 二 永正元年の齋藤利安掟書の性格と不二庵・大仙寺の檀那

永正元（一五〇四）年の齋藤利安掟書は、守護土岐政房が継目裏花押を据えたもので、大仙寺伝来の文書を確認している（大仙寺）。本文書は、土岐政房が大仙寺を祈願所とし、齋藤利安は弟子相続の副書としたと位置づけられてきた。<sup>23</sup> 齋藤妙椿の法号持是院が善恵寺の塔頭にちなむとすると、利安の確認は氏寺の安堵を守護に求めたものといえる。伝来文書との相関関係を検討しよう。掟書の事書一五ヶ条には①～⑮の番号を付しておいた。

条々

①、美濃国賀茂郡米田庄細目郷内、臨瀟山大仙寺之事、御屋形様御祈願所之分二披露仕候、此子細者、於後々、彼大仙寺

并寺領山林以下無相違様にと、存候心中にて申上候事、

②、大仙寺領之下地、所々ニ在之、本支証物写、紙数式拾四枚半あり、永正元子甲年六月 日

③、御判奥日下ニ在之、并続目裏式拾四所ニ御判あり、以上、卷裏ニ式拾五所ニ御判在之、

④、条々定被置候書、拾ヶヶ条也、紙数式枚あり、永正元子甲年六月 日御判在之、并続目裏ニ御判在之、以上式所ニ御判あり、

⑤、御制札書、七ヶヶ条也、紙数式枚也、永正元子甲年六月 日御判在之、

⑥、細目郷内葦渡半名寄進状、紙数式枚あり、文亀壬戌年八月 日利安在判、并此続目裏ニ、正判書、印判上下式在之、

⑦、錦織郷内吉重名下地寄進状、紙数式枚あり、永正元子甲年四月 日利安在判、并裏ニ印判式在之、

⑧、細目郷神明之下地寄進状、紙数式枚あり、永正元子甲年四月 日利安在判、并裏ニ印判式在之、

⑨、如幻和尚大仙寺を御建立候間、此御弔事、無退転、能々可被仰付事、

⑩、古田彦右衛門尉信正、道号心源、法名祥忠、為本檀那、大仙寺を立置

候間、御弔事無御無沙汰、能々可被仰付事、

⑪、大仙寺領之下地并山林以下、当御住其之外納所寺僧など、多小②にても候へ、年期、特ニ永代にても候へ、御売有間敷候、其子細者、於後々寺領山林等加増候事、難有存候間、万

一左様之儀候者、可為買損候也、返々此段ハ、堅可有停止事、

⑫、大仙寺時之任持職之事、嗣法之御弟子候者、御相統候て、大仙寺并寺領之下地等以下可被仰付候、万一同法之御弟子無

御座候者、山県郡岩村郷内法雲山定恵寺 東陽英朝和尚嗣法之御弟子、何にても候へ、御住院候様、可被仰合候、万一左

様之可然仁体無御座候者、御屋形江御伺候て、可然仁体を被置申候様、可被仰合事肝要候、

⑬、祠堂錢并一切祠堂物之儀、堅可被仰付候、聊にても候へ、相違之時宜候者、可糾明、一段と成敗可仕事、

⑭、後室、道号寶室、法名妙慶、本檀那之事にて候間、御祈祷無御無沙汰、能々可被仰付事、

⑮、此書、以上拾五ヶ条、所定置如件、

進上 大仙寺參  
 永正元子甲年六月 日 利安(花押)  
 齋藤四郎左衛門尉



五条目末尾に「以上」とあり、前半五ヶ条と後半一〇ヶ条に区別される。伝来文書との関係は、②の政房安堵分の「本支証物写」の紙数二四枚半が、③の御判が奥日下に一個、続目裏に二四個の計二五個あることに対応し、「一 おうこ名田放状案」から「二六 細目蔵三郎年貢結解状案」までの連券をさすとみてよい。

①⑤と⑥⑩の違いをみよう。①は「御屋形御祈願所」と土岐政房の祈願所であることを明示し、②④⑤は「永正元子甲年六月日」と掟書と同一日付の発給と明記し、④⑤は「御判」と政房の花押を確認している。前半は大檀那土岐政房に関わる事項がまとめられている。後半は、⑥⑦⑧が寺領文書の確認、⑨⑩は寺領の由緒と寺院経営に関わり、⑥⑦⑧では以下のように文書名・紙数・年紀・花押・印判が整理されている。

- ⑥ 細目郷内葦渡半名寄進状（二紙、文亀二（一五〇二）年八月日、齋藤利安の花押、紙継目にも花押、紙の上下に「印判」）
- ⑦ 錦織郷内吉重名下地寄進状（二紙、永正元（一五〇四）年四月、齋藤利安の花押、紙の裏に「印判」）
- ⑧ 細目郷神明之下地寄進状（二紙、永正元（一五〇四）年四月日、齋藤利安の花押、紙の裏に「印判」）

細目郷・錦織郷の土地を齋藤利安が寄進した証文で、裏に印判が捺されていた。花押は利安で、印判は美濃国内の他の例から大仙寺

関係の僧のものと推察される<sup>23</sup>。利安は檀那の立場を主張していた。⑨以下は利安以前の檀那と任持の法系を確認している。⑨は如幻、⑩は本檀那の古田彦右衛門尉信正（道号心源法名祥忠）、⑭は後室（道号賀室法名妙慶<sup>24</sup>）について記している。古田信正が檀那だったことは寛正二（一四六〇）年一月晦日の古田彦右衛門尉信正寄進状案から（大仙寺<sup>六</sup>）、妙慶がその夫人であることは寛正三年一月三〇日のめうけい寄進状案に「ふるたひこゑもん<sup>（古田）（彦右衛門）</sup>のあとめうけい<sup>（妙慶）</sup>」とあることから確定できる（大仙寺<sup>五</sup>）。利安は古田氏以来の由緒を確認する立場にたっていた。掟書は大檀那土岐政房の安堵と齋藤利安の安堵・承認を説明するために書かれたものだった。

檀那の立場をみよう。土岐政房は、永正元年に一一ヶ条の「条々定被置候書」（④）と七ヶ条の「御制札書」（⑤）を発給した。類似する文書は八百津町の正伝寺にある。

- A 土岐政房掟書写（（県史一、正伝寺一））
  - 一、美濃国賀茂郡米田庄和知県法雲山米山寺定置条々事、
  - 一、当寺可為祈願所事、
  - 一、境内寺領田畠并山林等之内、不可売買事、万一有背此旨輩者、可為買損事、
  - 一、寺僧并寺領之内、至百姓等、要脚其外一切用物之儀、不可申付事、

一、寺家之本支証物、其外万一於紛失之時、雖誰々所持、不及善惡糾明、不可有相違事、

一、於寺僧、陣僧并雖為暫時之使、不可申付事、

一、正、五、九月正誕生之月、可被捧祈禱之卷數、其外臨時之段錢・諸役・諸公事已下悉免許之事、

右定置如件、

永正元甲子年五月 日 美濃守(土岐政房) (花押影)

B 土岐政房掟書写 (前欠) (興史一、正伝寺二) (花押影)

可申付、小破之修理之事者、如前々、為寺家可被修理事、

一、正、五、九月正誕生之月、可捧祈禱之卷數、其外一切諸役已下悉可令免許事、

一、於已後、大仙寺江寄進之田畠并山林已下、無相違嚴重仁可被申付事、

右所定置如件、

或者祠堂錢、或者一切買得在之者、(マ、)

永正元甲子年六月 日

(土岐政房) 美濃守 (花押影)

A Bは以下の点で④⑤の参考となる。一つは、Bの日付が掟書等と同じで大仙寺への寄進田畠の管理を正伝寺に命じていること、もう一つは、Aの日付が近接し、米山寺を土岐政房の祈願所とし寺領

の売買を禁止して買主側の一方的な損となることを示す点が掟書の①⑪と共通する。<sup>30)</sup> ④⑤は正・五・九月の正誕生月の祈禱卷数や寄進寺領の安堵がA Bと類似し、④が掟書、⑤は「御制札」から禁制だったろう。<sup>31)</sup> その内容はA Bを参考にして推測すると、以下のようになろう。④は、(イ) 大仙寺は土岐政房の祈願所、(ロ) 寺領の売買を禁止し買った場合は買主の損となる、(ハ) 寺領・境内は諸役免除、(ニ) 寺の証拠文書を民間で所有していても無効とする、(ホ) 寺僧には陣僧や使者の役を免除する、(ヘ) 正・五・九月の正誕生月には祈禱卷数を届ける、(ト) 伽藍が大破の場合は守護家の判断とする。<sup>32)</sup> (チ) 祠堂錢等の寺へ安堵する、などで構成されていただろう。

次に連券を個別にみていこう。次の三通は文明一五(一四八三)年の將軍足利義政による東山山莊造管用材木の調達に関するもので、一まとまりをなしている。<sup>33)</sup>

C 齋藤妙純利國書状案 (二大仙寺三)

公方様御山莊御材木今度流留候之内、方七喜本、方八参本、御知行分候之由、番匠棟梁申候、早々渡御進上可然候、此旨可被

申入候、謹言、

文明十五 八月廿九日 持是院 妙純在判

大江彦右衛門殿

D 四郎左衛門尉基信書状案（大仙寺）  
（二四）

御折昏委細披見申候、仍 公方様御材木、今度之水ニなかれ候、此方知行分ニ候を、可進由承候、心得申候、一向ニ 公方様御材木と不存候て、召置申付候而、則渡し返候、四本召置候由申候間、ありのまゝ渡申候、如何様懸御目候而、可申承候、恐々謹言、

文明十五  
八月卅日

四郎左衛門尉  
基信在判

持是院まいる御返報

E 某書状案断簡（大仙寺）  
（二五）

細目郷蔵ツ之前ツ之後前後之後向山後きわへ、大水ニよて候木之事にて候也、向山へなかれ木寄候へハ、此方より元ニより成敗仕候也、

Cが八月二十九日、Dが八月三〇日。身近な人間関係の文書で、時系列にそって並べられているようだ。Cは齋藤妙純が大江彦右衛門に対し、流出材木が大江の元にあることを番匠棟梁が訴えたことをうけて返却を求めている。三宅氏は妙純を細目郷の領主だったとしているが、<sup>34</sup>「御知行分」「御進上」と將軍家への配慮がみえ、守護の代官としての発給だろう。Dの「四郎左衛門尉基信」は齋藤基信で母は古田氏だった。DはCへの返信で、流木が東山山莊造管用料木と了解して返却すると述べている。<sup>35</sup>翌日には返却に同意しており、Cの大江彦右衛門とDの基信は近い関係だった。Eは、流木が細目

郷の古田信正後室賀室妙慶の居所の前の向山に流れ着いたため、「此方より元ニより成敗仕候也」と材木確保の事情を説明している。Eの発給者は、材木確保の体験を述べている点から大江彦右衛門ではなからうか。大江彦右衛門が古田信正で、細目古田氏は大江姓だったと判断される。<sup>36</sup>齋藤基信―古田信正の上下関係を維持しつつ、両者は一体となって細目郷を管理していた。CDEは大仙寺文書ながら、古田・齋藤氏の世俗的交流文書である点が重要である。

①②③は大仙寺への利安の基本的な姿勢を示している。①は寺領の年期売・永代売を禁止し買った側が損となること、②は住持の法系は岩村郷定恵寺の東陽英朝の弟子がなるとし、相應の人物がいな場合は守護土岐政房の意向を尊重して決めると指示し、③は祠堂銭や祠堂物の取得権を認めている。東陽英朝の弟子の継承を重視するのは、当時の住持職の立場を補強するものでもあった。

掟書は守護土岐政房と齋藤利安の認証分に分かれ、政房は大仙寺を祈願所と位置付けて所領を安堵し、利安は古田氏からの檀那関係を継承した。伝存文書との関係では、寛正年間までは古田氏が不二庵の実質的管理者だったが、<sup>37</sup>文明一五（一四八三）年の東山山莊造管用の流出材木徴発事件では齋藤基信が古田氏と一体化して細目郷を支配している。利安の立場はこれを継承したものだ。細目郷では古田氏の支配が先行し、齋藤氏はこれと血縁を結ぶことで共同

管理に移り、古田氏を被官化したのだろう。

### 三 不二庵への寄進分と古田氏等の所領獲得

大仙寺の寺領経営文書は、賀茂社領太田郷関係文書群<sup>38)</sup>(大仙寺八二)、細目などの近隣所領に関する年貢銭等算用状案断簡<sup>(大仙寺四二)</sup>と年貢銭等注文案断簡がある<sup>(大仙寺四三)</sup>。両者には「不二庵」「不二あん」とみえ、文亀元(一五〇一)年の寺名変更以前の文書だろう。算用状断簡の冒頭には「公方様へ御年貢銭之事<sup>よろつ</sup>つなきせに、公」と公方年貢と段銭・公事を銭で勘定したとあり、年貢・公事の総量把握を目的に作成したものだった。細目郷の漆垣内・下こうや・すの田、春木上郷の収納給名、錦織国重半名の所領単位ごとに細目を記し、年貢の合計は本文中の総計二九貫九四二文とほぼ合致している。漆垣内の場合、年貢銭四貫八〇〇文、長夫銭二貫六〇〇文、立帰銭一貫文、段銭一貫八三六文、「かわてへよいねありき」一貫四〇〇文、公事銭八〇〇文、宿直銭八〇文、節用途五〇文、「ふしやようとう」等六四文、総計一二貫六三五文である。末尾には「残六貫四百七十五文<sup>不二あんへまいり候へく</sup>」と、六貫四七五文を不二庵に送るとある。寺領から寺用分が供給されていた。右の所領の多くは後述するように古田氏の寄進所領であり、年貢・公事を確定したのは不二庵の檀那だった。

次に注文案断簡をみよう。算用状案断簡とほぼ同時期とみられるが、所領の所在地には算用状案にみえないものがある。算用状の個別所領は古田氏寄進分で、注文案断簡はより広範囲である<sup>39)</sup>。両者に共通してみえる国重名半名からその性格をみておきたい。

〔年貢銭等算用状案断簡〕

一、にしこり国重名半名之分

一、一貫六百元 公方年貢

一、八百文 いろくゝの入めにひき候、

但、不定候、

一、貳百文 公事足ニ引候、

一、二百廿文 二度の段銭

已上貳貫八百廿文

〔年貢銭等注文案断簡〕

一、にしこりの内国重名半名之分年貢事

田老所 米七俵 つほもと、大かりやとなり、作人蔵

畠老所

一、四段 貳貫八百文 年貢事也、

一、畠半 三百文

一、畠少 貳百文 これハかわて公事<sup>(河手カ)</sup>のめん<sup>(河手カ)</sup>にいたし候、

已上、参貫三百文

年貢総量は算用状案が二貫八二〇文、注文案は年貢が二貫八〇〇文で畠の分を加えて三貫三〇〇文。違いは注文案が田の年貢を米七俵と現物表記して「作人蔵」と作人名を記す点である。注文案は、実際の収取が現物納だったことを示し、作人名を記しているように納入責任者を把握することに重点があった<sup>(40)</sup>。算用状案が年貢等の総量と公方年貢の負担分を明記して領主側の保証した数値を示すのに対し、注文案は取帳の側面が強いといえよう。

檀那の経営への関与をみるために、算用状案にみる個別所領群の文書を永正元（一五〇四）年の斎藤利安掟書と検討してみたい。掟書での土岐政房の確認分は永和元（一三七五）年から長享二（一四八八）年にいたる下垣内・錦織国重半名・小泉下郷春木收納給名・漆垣内名等で構成され、いずれも大仙寺への寺名変更以前の文書といえる。これらの文書群は「大仙寺がこれ以前に集積した部分」と土地の収集主体は大仙寺と理解されているが、<sup>(41)</sup> そうであろうか。まず、不二庵領の総体を示す寄進状・避渡状の三通を掲げてみよう。

A 寛正二（一四六一）年 古田信正寄進状案（大仙寺<sup>(六)</sup>）

不二庵江寄進申下地事

合

- 一、参貫伍百文成者、此内<sup>参百文免、</sup>  
下垣内助左衛門引也、
- 一、田一所、在坪スカ、

- 一、漆垣内名、山里田畠□一名分、
- 一、春木の收納給名一名、<sup>但坪付、</sup>  
別紙二在之、
- 右寄進状如件、

寛正二年巳十一月晦日

古田彦左衛門尉信正 在判

不二庵参

B 寛正三（一四六二）年 むうけい畠地寄進状案（大仙寺<sup>(五)</sup>）

ふにあんへきしん申はたの事、<sup>(不二庵)</sup>  
<sup>(寄進)</sup>

合

- 一、はた一所、<sup>さいしよハ、</sup>  
<sup>しもかうやのまへなり、</sup>七日いちほの
- 一、はた一所、<sup>さいしよハ、</sup>  
<sup>ミちのはた□はたと申也、</sup>
- 右きしん申ところくたんのことし、<sup>(所)</sup>  
<sup>(件)</sup>  
<sup>(如)</sup>
- くわん正三ねんむま十一月卅日
- ふるたひこゑもんのと<sup>(古田)</sup>  
<sup>(彦衛門)</sup>
- めうけい在判

ふにあんへまいる

C 応仁二（一四六八）年 古田衛門三郎避渡状案（大仙寺<sup>(一)</sup>）

不二庵御寺領之事、

合参拾貫六百三拾文者、

合米五拾式俵式斗者、

一、すなう給名<sup>(取納)</sup>

一、うるしかいと<sup>(漆垣内)</sup>

一、にしこりのかりやと<sup>(郷織)</sup>

一、大はさま□すか

右為此御寺領、古田式部丞にさり渡所如件、

応仁貳年九月六日 古田衛門三郎在判

Cの収納給名・漆垣内はAにもみえており、Aの「田一所、在坪スカ」はCの「大はさま□すか」だろう。これらは寛正二(一四六一)年に古田信正が不二庵に寄進したが、土地の進止権は古田氏に保留されたようで、応仁二(一四六八)年に古田衛門三郎が古田式部丞に引き渡している。相違点は、Aが散在所領の名称を主に記すのに対して、Cは年貢が三〇貫六三〇文で現米で五二俵二斗と収量を記している点で、年貢総量は先述の算用状案とほぼ一致している<sup>(大仙寺四)</sup>。一方、Bの妙慶寄進分の七日市場や不二庵に隣接してあった分はCにみえない。しかし、「しもかうや」は先述の算用状案・注文案断簡に「下こうや」とみえている<sup>(大仙寺四)</sup>。古田信正・妙慶の寄進分は、信正寄進分の多くが衛門三郎から式部丞に引き渡されたのであり、不二庵の経営は古田氏の所領からの寺用分供与の性格が濃厚だった。一方、連券の文書配列は、東山山荘造宮用材木の流出事件関係文書の配列同様に関連文書がほぼまとめられて

おり、説明の要にかなう配列と想像される。そこで、連券を古田氏寄進分とそれ以外に分け、連券の配列に即して検討してみたい。

(I) 古田氏関与分

古田氏寄進分を検討しよう。多くは檀那古田氏が不二庵に寄進した際の本券のようである。その検討を通して、檀那古田氏と不二庵・在地住人の相互関係を考えてみたい。

(i) 下垣内

下垣内には宛行状と売券二通があり、妙慶寄進状案の前におかれている<sup>(大仙寺四)</sup>。年貢銭等注文案には「七日市庭下垣内やしき」に三筆あるが、古田氏寄進分との直接的関係は不明である<sup>(大仙寺四三)</sup>。そこで右の三通をみてみよう。引用に際しては、以下、売券の違乱排除文言と徳政忌避文言は本文の理解に必要と判断した以外は省略した。

D 応永一六(一四〇九)年 きやうぶ畠地宛行状案<sup>(大仙寺二)</sup>

なく<sup>(永)</sup>あて<sup>(充行)</sup>おこなう畠の事

合卷所者、つほ本、七日市はの下かいとの  
しやう妙のいかいとにて候、

右件の畠けハ、此間七百文にて候しかとも、たう年己丑年より

九百文ニ、なく<sup>(永)</sup>ま<sup>(末代)</sup>つ<sup>(充行)</sup>たい<sup>(充行)</sup>あて<sup>(充行)</sup>おこ<sup>(充行)</sup>ない<sup>(充行)</sup>申也、はうやうの事

ハ、本ま<sup>(孫)</sup>こ<sup>(孫)</sup>三郎の本ふ<sup>(文)</sup>ミ<sup>(文)</sup>のもん<sup>(文)</sup>こん<sup>(文)</sup>のこと<sup>(如)</sup>くあ<sup>(如)</sup>つ<sup>(如)</sup>け<sup>(如)</sup>申所実也、

仍為後日きやうぶ<sup>(刑部)</sup>のあて<sup>(刑部)</sup>状如件、

応永十六年<sup>己丑</sup>九月廿日

この、七日市ハのきやうふ在判

E 宝徳三（一四五二）年 道かう下地売券案（寺三）  
永代売渡申下<sup>（垣内）</sup>かいとの下地の事

合卷所者、

右件下地者、代物拾貫文に永代売渡申所実正也、但、本年貢卷貫式百文、又春秋段銭之分に式百文、此外長夫・京上・小公事<sup>（役）</sup>のやくあるましく候、仍公方より御<sup>（下知）</sup>けちをもつて、ほん文書相<sup>（本）</sup>そへ候て、うり<sup>（売）</sup>渡申候上ハ、この下地においていらん<sup>（違乱）</sup>のともから候共、<sup>（敷）</sup>とぎのりやうしとして、あく<sup>（悪党）</sup>たうのさいか<sup>（罪科）</sup>をめさるへき物也、（中略）、ほん地主竹内右近口入申候て、はん<sup>（判）</sup>きやう<sup>（形）</sup>をくわへ申候上ハ、下地の煩申ましく候、尚々おこしやふとも売渡申候、仍為後日<sup>（売券）</sup>うり<sup>（売）</sup>げんの状如件、

宝徳参年<sup>かのとの</sup>ひつし 十月廿六日

売主七日市庭下<sup>（垣内）</sup>かいとの道かう 在判

同口入竹内 右近 在判

F 享徳二（一四五三）年 こんのかミ畠地売券案（寺四）  
永代売渡申畠の事

合卷所者、<sup>（但、下垣内のはたなり、徳分をうり申間、るい地のいらんあるましく候、</sup>

右件畠者、仍要用有に、代物参貫五百文に、永代うり渡申所実

正也、但、公方御年貢其外諸公事あるましく候、（中略）、仍為後日<sup>（売券）</sup>うり<sup>（売）</sup>げんの状如件、

享徳貳年<sup>西十一月廿日</sup>

うりぬし細目堀内 こん<sup>（權守）</sup>のかミ 在判

宛先・買主をいずれも欠いている。Dは七日市場居住の刑部が下垣内の「しやう妙」の居屋敷を某に宛行つたもので、刑部は文末にも「きやう<sup>（刑部）</sup>ふのあて状」と記し、「はうやう」は「本まこ三郎の本<sup>（孫）</sup>ふ<sup>（文）</sup>」に従つて行うと誓約している。「はうやう」を「法様」と解すると、孫三郎の公験を刑部が継承し、これを相伝した者に宛行状を発給したことになる。在地での権利譲渡の承認の趣が濃く、ごく親しい関係があつて宛先を書かなかつたのだらう。

E Fをみよう。売却額はEが下地を一〇貫文、Fが畠を三貫五〇〇文、Eの買主は本年貢一貫二〇〇文と段銭二〇〇文を取得するが諸公事を免除され、Fの買主は公方年貢の納入義務はあるが諸公事は免除された。Fには「徳分をうり申」す<sup>（とあり）</sup>加地子得分の売却で、公方年貢は売主負担、加地子分を買主が取得した。Eでは「おこしやふ」もみえ、「藪」が実態は「起」と開発されていた。これも得分の売却である。買主の立場をみてみよう。売却の経緯は、Eでは「公方より御<sup>（下知）</sup>けちをもつて、ほん文書相<sup>（本）</sup>そへ候て、うり<sup>（売）</sup>渡申候上ハ、ほん地主竹内右近口入申候て、はん<sup>（判）</sup>きやう<sup>（形）</sup>をくわへ申上ハ、

下地の煩申し候」とあり、末尾に売主の七日市庭下垣内の道かうと口入人の竹内右近が署判している。「公方」の命令で本券を副えて売却する際、地主の竹内右近が口入人となって契約が成立した<sup>(43)</sup>。公方は守護等の権力者をさす。細目郷の領主の斎藤・古田氏等をさそう。口入人の竹内右近は「ほん地主」とあり、加地子得分の取得者だった。二通が一連のものであれば、竹内右近の権利が細目郷の堀内権守に移り、Fで某に売却されたことになる。

DEFは妙慶の不二庵への寄進以前の文書である。右の三通は寛正三(一四六二)年の妙慶寄進状案の本券だったのだろう。Fの売券の最終的取得者は妙慶だったといえよう。

(ii) 錦織国重半名

錦織郷の国重名半名の文書には次の四通がある。

G 永享一〇(一四三八)年一月二〇日 某名田宛行状<sup>(大仙寺六)</sup>  
 H 応仁二(一四六八)年九月一七日 古田正次名田畠寄進状案<sup>(大仙寺七)</sup>

I 年月日未詳 国重半名田畠目録案<sup>(大仙寺八)</sup>

J 年月日未詳 国重半名年貢・諸公事目録案<sup>(大仙寺九)</sup>

Hで古田民部丞正次は錦織内国重半名を不二庵に寄進した。その内容は、「かりや戸西道」の田と茶山<sup>(44)</sup>、「尉垣内東道」の畠について公方年貢一貫六〇〇文を不二庵が負担し諸役は賦課されないとあ

る。加地子得分を不二庵に寄進したことになる。

国重半名の年貢等はIJにみえ、Iは公方年貢と諸役の公定数値、Jは実際の収支と配分である。Iでは本年貢一貫六〇〇文、ありすかう二二九文、十折り一〇〇文、埃飯五二文、供米九升、総計一貫九七一文、現米九升。他に京上夫賃と天役があり、京上夫賃は額が未定だが、ともに本年貢を基本に賦課するとある。Jで、年貢は田の「かりやと」は計上されずに畠三ヶ所の計四反三〇〇歩が対象で、年貢総額三貫三〇〇文から公事分二〇〇文を引いて三貫一〇〇文をとり、公方年貢一貫六〇〇文、公方への御公事八〇〇文を納入し、差し引き七〇〇文を古田氏が確保しており、これが不二庵へ寄進分された。先の算用状案断簡・注文案断簡には年貢が二貫八二〇文・二貫八〇〇文とあり、Jの年貢三貫三〇〇文から古田氏の確保分七〇〇文を引いた二貫八〇〇文とみあう。荘園の年貢等が一括されてまとめられる一方、加地子得分が古田氏から不二庵に移動した。IJは古田氏が寄進した際に年貢・公事の内容と配分を記した副状だった可能性が高い。

このことから、H某名田宛行状は、不二庵への寄進以前に古田氏または古田氏の前段の在地勢力に宛行った文書とみることができ。Hは以下のようなものである。

あておこ<sup>(宛行)</sup>う錦織国重半名之事、とき<sup>(時)</sup>のち<sup>(忠)</sup>うを<sup>(恩)</sup>ん二よんて、永



代浄金方へあておこのう処実正也、但彼名田(遺乱)ニ(一)いらんわつらいのとも(置)からハ、かたく御代官としてさいくわ(罪科)ニをこなわれ候へく候、仍為後日(死)あて状如件、仍御徳政候(死)とも、此於名田不(死)可有子細候者也、  
永享拾年十一月廿日

御上使はたつか在判

御代官浄鏡在判

御上使「はたつか」と御代官浄鏡が連署し国重半名を恩賞として浄金に宛行い徳政から除外した。「御上使」は錦織郷に所職をもつ上位者の使者で、「御代官」は現地支配の実務を担い検断権を行使した。浄鏡と浄金には「浄」がついており僧籍にある人物だろう。善恵寺には齋藤妙椿が住んだことをみると、領主は齋藤氏とみて、「御」の敬称は齋藤氏に向けられたものだろう。古田氏は浄金の権限を継承したとみられよう。

(iii) 収納給名

収納給名の関係文書は四通あり、Lに「春木小泉下郷収納給名」、Mに「小泉下郷之内収納給名」とみえて小泉下郷に属していた。

K 文安五（一四四八）年二月一三日 鏡円名田売券案案

（大仙寺）

L 文安五（一四四八）年二月一三日 春木小泉収納給名坪付

日記案（大仙寺）

M 文安六（一四四九）年正月（ ） 宝塔院下知状案  
（大仙寺）

N 文明元（二四六九）年二月一八日 某未進年貢催促状案  
（大仙寺）

Kは売主が阿弥陀寺備後鏡円、売却地の「すのきう名」は収納給名である。<sup>(47)</sup> 本文は以下のとおりである。

永代うり渡申すのきう名之事、

此内二貫五百文ハ興行、

合寺所者、但公方御年貢十三貫文、以上、諸御公事不可有候、坪付有別幣、

右件名田者、代錢廿五貫文ニ限永代、公方之御当状(死)を相そへ、

売渡申所実正也、（中略）、仍永代売渡申状如件、

文安五年つちのへた十二月十三日

売主小泉庄下郷之住人阿弥陀寺備後

鏡円 在判

Kも買主未記載で、文中の「坪付」がLで同一日付で同じく鏡円が署判している。収納給名は「うしいけ」等六ヶ所で計二町一反余<sup>(48)</sup>、公方年貢一三貫文は買主の負担で諸公事は売主に保留された。<sup>(49)</sup> 本文書には「公方之御当状」が本券として付されていたが、連券にはみえない。鏡円が某に売却してから買主に発給されたのが安堵状のMとみられる。

小泉下郷之内収納給名下地、転得相伝之由令存知候、毎年有限御年貢無懈怠者、永代不可有相違者也、為後日下地如件、

文安六年正月（ ）日 宝塔院 在判

彦衛門尉殿

下知状様式で、発給者宝塔院は年貢の取得者だった。受給者の彦衛門尉は収納給名を「転得相伝」したとある。彦衛門尉は開発領主ではなく買得等で収納給名を入手したのであり、宝塔院は収納給名を含む小泉下郷の管理者だった。宛先には「彦衛門尉」とのみ記して名字を記さない。名字を記さなくてもよい関係だったわけで、宝塔院と彦衛門尉は極めて親しい関係にあったとみてよい。古田信正は「彦右衛門尉」であることから、宛先の「彦衛門尉」は信正だろう。とすると、宝塔院も斎藤氏一族の可能性が高かるう。<sup>50)</sup>不二庵領となった後、宝塔院かそれを継承した者との関係はNにうかがえる。

不二庵分<sup>丑</sup>己川成

在判

取納給之内<sup>丑</sup>式百六（ ）の事、連々被致興行、如元御年貢可有沙汰候也、

文明元年十一月十八日

在判

「己丑」は文明元（二四六九）年、同年の検注で川成分を確認し

て道の復興と年貢の皆済を求めている。連署者は宝塔院かその後継者の被官で、家政機関の構成員だろう。袖判とみられる「在判」の人物が宝塔院かその後継者で、不二庵領を含む地域を検注し損田等を把握し安堵する立場にあった。Hとの関連からみても、Nは斎藤氏の発給ではなかるうか。Kの「公方之御当状」は、斎藤利安が確認した際には連券に含まれていなかった。不二庵に引き渡されなかったとみられ、古田氏のもとに保留されたこととなるう。年貢収納方法は、長享二（一四八八）年の細目蔵三郎結解案にうかがえる（<sup>大仙寺</sup>二六）。

一、正宗寺へ納申候御年貢之事、

合卅九貫四百卅七文者、此内を、

式拾七貫五百十一文、公方年貢いろく二入目すな<sup>取納給</sup>□きうの

御年貢も、此内にてまいらせ候、

一、十一貫五百文、正宗寺へ一年中のつかいせん二まいらせ

候、

已上三十九貫十一文にて御いり候、

此ほか米四十一俵、はる木より取候て、正宗寺へまいらせ

候、

長享元年申三月十八日

ほそめくら三郎判

正宗寺は八百津町上飯田にある臨濟宗妙心寺派の寺院で、宝徳元

（一四四九）年に土岐家範・頼賢の中興と伝える。結解状は「ほそめくら」の三郎が正宗寺へ納入する年貢等を報告したもので、①年貢総量三九貫四三七文のうち三九貫一文を収納し、公方年貢等が二七貫五一一文で収納給名分も入っており、一一貫五〇〇文が正宗寺へ納入されること、②①以外に現米四一俵を春木から取得して正宗寺へ送るとある。不二庵領の年貢から正宗寺への振り分けは細目蔵の三郎に委託され、不二庵の寺領年貢は細目蔵で管理されていた。不二庵による所領経営は間接的で、在地の人物に付託された蔵から配分されていた。

（iv）漆垣内名

漆垣内名は細目郷の住人が某に売却し、古田信正が寄進した。〇宝徳元（一四四九）年の二郎兵衛売券案をかかげてみよう（大仙寺）。

永代売渡申うるしかいと名之事

合巻名事

右件名田ハ、代錢伍拾七貫五百文ニ、永代売渡申処実正也、但重書・くはうのあて□おあいそへ候て、うりわたし申候、（中略）、仍一名之内少ものこしおく事候ハ、なんときもめされへく候、仍為後日永代の証文之売げんの状如件、  
売主ほそめのかうかとのしやうしゆんかものこほり

宝徳元年十二月廿九日 二郎兵衛在判

売主は細目郷の門の住人「しやうしゆんかものこほり」と嫡子二郎兵衛。「一名之内少ものこしおく」などあり名全体の売却で、寛正二（一四六二）年の古田信正寄進状案に「漆垣内名、山里田島□一名分」とあることと符合する（大仙寺）。買主は未記載だが古田氏だったことは明白である。古田氏は買得にあたって「重書・くはうのあて□」を入手したことになるが、永正元（二五〇四）年の齋藤利安掟書にみえない。本券の重書と公方の宛行状は古田氏のもとに保留されていたと思われる。

（v）細目郷住人の売却分

年貢銭等算用状案には細目郷に次の二ヶ所がみえる（大仙寺）。

- 一、一貫式百文 下こうやの分
- 一、三百文 すの田年貢

「下こうや」が妙慶の寄進分と関わることは先述したが（大仙寺）、年貢銭等注文案断簡は全体が残存しないために詳細は不明である。細目郷の住人の関係文書にはPQがあり、P売券は買主が未記載、Q返付状は返付先が未記載である。

P 康正二（一四五六）年 門之又太郎下地得分売券案（大仙寺）

永代売渡申下地事

合巻段者、坪在「同百文成之畠共」御堂前、

右彼下地者、徳分足を代陸貫文ニ、永代売渡申処実正也、但公  
方之御年貢参百文宛可有沙汰候、此外ハ諸御公事□□可有候、  
(中略)、仍為後日永代之状如件、

康正二年子十二月廿九日

売主 細目郷 門之又太郎 在判

Q 長祿元(一四五七)年 門之又太郎畠地返付状案(大仙寺  
一七)  
渡申下垣内名之内畠の事、

合巻段者、在坪、四日市庭大海道より東也、

右彼畠者、さる子細候て、両沙汰人ひかへ申候へ共、任道理  
本々のことく、下の垣□名へ返し付申候、但一畝の詫事をもつ  
て本々に返申上ハ、於後日一家一族、又ハ権家より、就此下地  
被仰子細候之共、永代本々に返し申上ハ、是非之違乱あるへか  
らす候、仍為後日支証之状如件、

長祿元年丑十月十六日 かとの又太郎 在判

「細目郷 堀内権守 在判」

Pの売主「細目郷 門之又太郎」とQの返付者「かとの又太郎」  
は同一人で、小名「門」の住人又太郎となろう。Qの「堀内権守」  
はFの「細目堀内こんのかみ」と同一人で、「堀内」は名字で地侍  
だろう。Pは又太郎が公方年貢三〇〇文の下地一反を六貫文で某に  
売却したもので、売却分は「徳分足」とあり加地子得分の売却で、

公方年貢三〇〇文を買主負担とした。翌年、Qで、又太郎は四日市  
庭の大海道の東の土地一反を下垣内名に返した。この土地は「両沙  
汰人」が「ひかへ」という。沙汰人は下級荘官や名主の代表クラ  
スであり、「ひかへ」は「管理する」という意味だろう。名はずれ  
の土地を名にもどした際、これを確認・保証したのが沙汰人で「一  
畝の詫事」で解決した。沙汰人は、差し押さえ等の発生した場合に  
名田を管理し、和解・調整を行っていた。一方、Qにみえる堀内権  
守はFで加地子得分を某に売却し、Qでは末尾に署判している。又  
太郎の返付地の口人入だろう。この点から、古田氏は堀内権守から  
古垣内名を獲得したと思われる。堀内氏を媒介に売券と返付状を入  
手した古田氏が、これを不二庵に寄進したのではあるまいか。

まとめておこう。不二庵領は古田氏寄進分が核となり、土岐・齋  
藤氏に承認された連券は所領ごとに関連性をもって配列されてい  
た。古田氏は不二庵に所領を寄進したが、その本券は古田氏のもと  
に保留されたとみられる。買主未記載の売券類は在地での加地子等  
の取得権を証明し、帰属をめぐって紛争もあったと推定される。こ  
れを解決したのが沙汰人で名はずれの土地などを管理した。紛争地  
の権利を取得した堀内権守らから古田氏は土地を集めており、齋藤  
氏や古田氏の在地支配は地侍・沙汰人と連携したものだ。

(2) 寛正二年以後の寄進所領群

寛正二（一四六一）年の古田正信の所領寄進と直接に関わらないと思われる連券収録の文書を検討したい。内容は、細目住人の売券群と齋藤利安が寄進した葦渡名の分である。

(vi) 細目住人の売券群

連券には寛正二年の寄進後の売券が三通ある。いずれも古田信正・妙慶の不二庵への寄進分や古田衛門三郎の民部丞への避渡分と重ならないようにみうけられる。(i) ～ (v) とは別の事情によつて不二庵領となつたと考えられる。売券は以下のものである。

R 寛正二（一四六一）年 細目正清売券案（大仙寺）

永代売渡申西垣内陸反之事

合代銭拾貫文者、

但、連々御年貢就未  
進、向置申者也

右件下地者、依有要用、代銭拾貫文ニ、永代売渡申処実正也、

但、公方之御年貢毎年壹貫七百拾文被沙汰申候、次長夫銭ハ、

八年ニ輪合之時、壹貫七百五十文沙汰仕候、（中略）、仍為後日

売券状如件、

売主細目彦三郎

寛正貳年巳拾月廿八日 正清 在判

S 寛正六（一四六五）年 ゑもん五郎名田売券（大仙寺）

古田彦衛門殿よりゆいもつ（遺物）ニ給候いちハ（垣内）かいとのめうてん（名田）の事、

合拾貫文者

右、（永代）ゑいたいうりわたし申所実正也、是ほんもん（本文）状共ニわたし（被）申候、其いこ（以後）にいらん申ましく候、

寛正六年きとのの十月八日 ゑもん五郎 在判

T 文明四（一四七二）年 まぎの、彦九郎畠地売券案（大仙寺）

永代売渡申まぎの垣内畠之事

合陸段者、但、坪本ハ、きけんあんのいやしきより  
ミナミ、河のはたまで

右件畠者、依有要用、代銭拾貫文ニ、永代売渡申処実正也、

但、公方御年貢壹貫陸百文毎年可有御沙汰候、次ニ長夫銭壹貫

七百卅貳文・立婦銭六百六十五文、いづれも八年ニ一度輪合

候、其時御沙汰あるへく候、（中略）、仍而為後日永代売渡申状

如件、

文明四年ミつのの六月一日

売主細目住人 まぎの、彦九郎 在判

買主は未記載で、売主はRが細目正清、Tがまぎの、彦九郎。売

却地はRが西垣内、Tがまぎの垣内。（87）面積と売却額は同じで、畠・

下地は六反、売却額は一〇貫。公方年貢はRが一貫七〇〇文、Tが

一貫六〇〇文。諸役はRが長夫銭一貫七五〇文、Tは長夫銭一貫七

三二文・立婦銭六六五文、ともに八年に一回支払った。きわめて類

似している。一方、Sで衛門五郎は「古田彦衛門殿」の遺物を売却

した。恐らく信正の遺物だろう。市庭垣内の名田の売却の際は本券を副えたところがあるが、本券は確認できない。衛門五郎は古田信正からの遺産を相続して同じく古田氏一族だろう。<sup>59</sup> RとTの違いは、Rの代銭一〇貫文に「連々御年貢就未進、向置申者也」と売却理由を記す点である。「向置」文言は天文二一（一五五二）年の小塚弥助売券にみえ、これを参考に考えてみたい（延命寺文書、「愛知県史」資料編10「一八五一」）。

## 永代売申田地之事

合六百文目 坪土取、

右彼田地者、（イ）（水野信元）緒川御城殿様へ米七俵向申候而失候間、彼借状相

副、延命寺護摩領ニ現錢貳貫貳百文ニ永代売置申候所実正也、

猶後々末代藤二郎子孫其外誰々ニ違乱申候者、從緒川殿可有御

成敗者也、然者、從彼田地毎年百文宛色成御納所候て、可有御

引得、仍永代如件、

天文廿老年壬子十月廿七日 小塚弥助（花押）

延命寺 寺中まいる 御使 （弁之）取新右衛門

彼田地者、從御城殿様御売候間、為御徳政行候共、於此田

者人間敷候者也、

（裏書）右彼田地者、本米貳俵ニ我等かたへ向置、（庚）戌より壬子まで

本利七俵ニ成候間、貳貫貳百文ニ延命寺護摩領我等売置候所

也、（水野）信元（朱印、印文不詳）

売券には尾張国知多郡の緒川城主水野信元と延命寺と住人小塚弥助との関係が記されている。小塚弥助は六〇〇文の田をもち、城主水野氏に米七俵を向ける契約だったが、履行できず借状を副えて延命寺の護摩用途に売却した。藤二郎の子孫が違乱した場合は水野氏の成敗をうけるとし、延命寺には毎年一〇〇文づつ納入すると誓約した。追記には、この田は水野氏からの売却で徳政から除外されるとある。裏書で水野信元が保証を加え、本米二俵を水野氏に「向置」いていたが、天文一九年から同二一年までの三年で本利七俵となり二貫二〇〇文で売却したとある。水野氏と小塚弥助に貸借関係があり、水野氏はこれを取り戻して延命寺に売却した。恐らくは給地の取り戻しだろう。この関係から小塚弥助と藤二郎の関係は給人と作人の関係かと推測される。傍線部（イ）を（ロ）は説明しており、①七俵は本米二俵と利分五俵だったこと、②七俵の納入が困難となり、水野氏は借状をとり延命寺に売却した。この結果、六〇〇文の田から一〇〇文を延命寺は獲得することとなった。「向置」とは質を請け取る側をさしている。「向置」かれた側が債権者となる。Rの細目正清は債務者で、買主未記載の売券は借状だった。小塚弥助売券で「向置」かれた緒川城主水野氏の立場は、Rの場合とは二庵・古田氏らということになる。

（vii）葦渡名

最後に葦渡名をみよう。葦渡は八百津町内の地区呼称で今につづく<sup>59)</sup>。細目郷内葦渡半名は先述のように文亀二（二五〇二）年八月に齋藤利安が寄進した。大仙寺文書には「文明一三年の宗珍預ヶ状〔預り状<sup>60)</sup>〕がある（大仙寺）<sup>二二二</sup>」。

預申葦渡名之内木之下畠之事

合 寺段□、□たかふる共二

右件之下地者、慈眼庵之住愚僧一期之間、預申処実正也、但其後者、毎年御年貢錢五百文宛御沙汰<sup>〔可符候也〕</sup>、為後日預状如件、

文明拾参年<sup>辛</sup>二月廿五日

預申主葦渡慈眼庵住 宗珍在判

葦渡慈眼庵住の宗珍は一生涯にわたり葦渡名内木下の畠一反を預けられ、没後の継承者は年貢錢五〇〇文の納入義務が生じるとしているが、宛先を記さない。支払いに関して「御沙汰」と敬語を使用しており、継承者は自身より身分が上位だった。「宗珍」と「宗」が臨濟宗の僧俗に多くみられることからすると、自身の継承者は臨濟宗の寺院かその檀那となる。葦渡名の知行者を考えてみよう。齋藤利安が文亀二（二五〇二）年・永正元（一五〇四）年に寄進した細目郷内葦渡半名・錦織郷内吉重名・細目郷神明之下地は、年貢錢等算用状案断簡にみあたらない。算用状案断簡は古田氏の寄進分

を核にしていた。このことから、葦渡名は右にあてはまらない齋藤氏から大仙寺へ寄進した分だったとみられ、右の文書で預けた側は齋藤氏の周辺と考えるのが妥当だろう。

おわりに

不二庵は、古田氏と血縁でつながる齋藤基信が保護した寺院だった。やがて、文亀元（一五〇一）年に東陽英朝が入寺して大仙寺と改めたが齋藤基信が深く関わり、永正年間には大檀那が土岐政房、檀那が齋藤利安に変わった。不二庵の檀那古田氏と血縁関係を結んだ齋藤氏が、大仙寺に寺名を変えるように換骨奪胎して檀那の地位を得たといえる。

不二庵・大仙寺領のありかたは、齋藤利安掟書と土岐政房・齋藤利安が確認した連券に反映している。政房は大仙寺を祈願所とすることで既存の所領を安堵し、利安は本檀那古田氏との関係を維持・継承しながら実質的な檀那となった。初期の不二庵領は古田信正らを買得等で獲得した所領で構成されていた。寺領の管理権は古田衛門三郎から古田民部丞に継承されているように古田氏が実質的に支配し、不二庵へ寺用分を提供する形態だった。そのすがたは年貢錢等算用状案断簡に反映している。また、連券の文書は古田氏が不二庵へ寄進した所領の本券などで構成されていて右の事情を裏書きし、

それぞれの所領の文書が説明的に整理してならべられ古田氏らの寄進の経緯を説明するかのようである。その一方、買主未記載の売券類に添付されていたはずの安堵等の文書は連券にない。古田氏は有力名主などの沙汰人や堀内氏ら地侍層を囲い込む形で所領を獲得し、所領寄進に際しては安堵状等は自身のもとに保留したと想定される。これらの事情から、買主未記載の売券は借状・質券の性格が濃厚で、在地での緊密な人間関係のなかで使用されていたといえる。その使用形態は在地の住人間での債務引き受けを円滑にする一方で、古田氏らの有力武士層はそれを最終的に集積した階層だった。彼らはそれを氏寺に寄進し、氏寺の経営の実質は寄進者の側にあった。買主未記載の売券は住人の債務を融通する一方で、在地武士層の地主経営を加速する側面ももっていたといえる。

不二庵領は古田氏寄進分を核に形成され、やがて細目郷内葦渡半名・錦織郷内吉重名・細目郷神明之下地など斎藤利安らの寄進分が加わっていく。一方、年貢銭等注文案断簡には古田・斎藤両氏の寄進地よりも広域の地名がみえ、「柏垣内壱所の小作の年貢定之事」の部分には一一筆四貫五〇文の年貢が計上されている。これは、右とは別の事情で集積したものと考えられ、大仙寺自身で獲得したのも多く含まれていよう。大仙寺の所領経営は地主的な形態に移っていた（大仙寺四三）。右の事情から年貢銭等注文案断簡は一六世紀の

ある時期の様相を示したものと考えられる。一五世紀中期の古田・斎藤氏の外皮をかぶった経営から、一六世紀には積極的な地主的経営に移行していたと判断できよう。

## 註

(1) 勝俣鎮夫「美濃斎藤氏の盛衰」(『戦国大名論集4 中部大名の研究』、一九八三年、初出は「大名領国の盛衰」『岐阜市史 通史編 原 始・古代・中世』、一九八〇年)。

(2) 米田荘・小泉荘の概要は『岐阜県の地名 日本歴史地名大系21』(一九八九年)を参照。

(3) 所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)。「岐阜県林業史 中巻(美濃国編)」は、伊勢神宮式年遷宮・南禅寺仏殿・銀閣造営用材等での美濃採取用材の調達、材木の刻印などを詳述している(一九八五年)。最近の成果は、福井重治「飛騨の山の民」(『中世の風景を読む 3 境界と鄙に生きる人々』、一九九五年)、同「中世の飛騨山と美濃山」(『岐阜史学』九七、二〇〇一年)、曾根勇二「秀吉の木曾材調達」(『秀吉・家康政権の政治経済構造』、二〇〇八年)がある。

(4) 一九七六年。「大乘院寺社雑事記」長享元(一四八七)十一月二十五日条には足利義尚の六角氏征伐に際して「土岐殿陣所ハほうみ、木曾川をへたつ」とある。「ほうみ」につき、横山住雄氏は守護土岐成頼は革手から細目に移ったとし(「土岐氏の守護館の移動―特に革手・鵜沼府城について―」『岐阜史学』九七、二〇〇一年、以下横山 A 論文と略す)、三宅唯美氏は広見かと推測している(『戦国期美濃国



- の守護権力と守護所の変遷』『守護所と城下町』、二〇〇六年。
- (5) 「中世前期の美濃国における禅宗の発展」(『金沢文庫研究紀要』一二、一九七五年)。また、川上孤山『増補妙心寺史』は土岐氏の妙心寺派僧の保護と大仙寺の法流等を概略示している(一六五・一七三頁、一九七五年)。
- (6) 『大仙寺史』(一九八一年)。東陽英朝は土岐政房に崇敬され細目大仙寺・山泉定恵寺の開山となった(『岐阜県史 通史編・中世』六五四頁、中野効四郎氏執筆)。山泉定恵寺に移ったのは明応三(一四九四)年とされている(滝田英二『東陽英朝伝考異』『禅学研究』五五、一九六六年)。
- (7) 賀茂社は加茂原神社(美濃加茂市太田町)をさす(『大仙寺史』第五章、一五七頁)。
- (8) 『大仙寺史』第五章、一五七頁等。
- (9) 拙稿「香取神社の売券と社家文書」(『香取文書目録』、千葉県一九九九年)、同「中世美濃龍徳寺の売券と在地社会―買主未記載の売券を中心に―」(『愛知学院大学文学部紀要』三八、二〇〇八年)。
- (10) 「中世の売買と質」(『中世日本の売券と徳政』、一九九九年、一九六六年初出)。なお、買主未記載に関連する例には宛名が空白の寛正二年正月八日付け右馬二郎売券二通がある(今堀日吉『神社文書』、宛先を「今堀惣」と推定し、買主が決まらない状態で代書人等が加わって売券が作成される状況を指摘した(売券・寄進状にみる村落構造)『中世惣村史の研究』、一九八四年)。
- (11) 『戦国期の債務と徳政』(二〇〇九年)。
- (12) 『岐阜県史 史料編 古代・中世二』には五四通が収録され(一九六九年)、『大仙寺史』は前者を補訂し、六四通の古文書と經典類の奥書等や印可状等を収録している(一九八一年)。引用にあたっては、『大仙寺史』の写真版を参照して県史を基準に補訂しておいた。
- (13) 『後法興院記』には明応五(一四九六)年二月七日に六角氏征伐遠征中に持是院らと討死した「同四郎左衛門尉」がみえる。これを横山住雄氏は基信とし(『美濃の土岐・斎藤一族』、一九九七年改訂版、二二―頁、以下横山B著と略す)、三宅唯美氏は利安とする(三宅前註(4)論文)。また、勝俣氏は斎藤妙純ら七四名の死去を事実として斎藤氏の衰退を導くが(前註(1)勝俣論文)、三宅氏は否定的である(三宅前註(4)論文)。また、横山氏は基信の没後に斎藤妙純(利国)の弟利安が養子として継承したとする(横山B著)。この見解に対し、尾関章氏は利安が基信の「四郎左衛門尉」家を継承したとする(六角遠征以後の前斎藤氏について―宝徳系図と美濃斎藤氏補遺―『岐阜史学』八九、一九九五年、「宝徳系図と美濃斎藤氏」『関鍛冶の起源をさぐる』、一九九五年)。
- (14) 基信は『梅花無尽蔵』に「雲心表号」ともみえ「雲心」とも号したとみられる。その伝記的事項は、横山B著二〇九頁以下にある。
- (15) 『妙心寺派語録 一』(一九八四年)。瑞龍寺開山悟溪宗頼と檀那斎藤妙椿・土岐成頼のことは『増補妙心寺史』一二三頁以下を参照。
- (16) 横山住雄『岐阜県の石仏石塔』(一九九六年)、一七八・二〇三頁。
- (17) 『妙心寺派語録 一』(一九八四年)。
- (18) 諸橋徹次『大漢和辞典』第一巻・三四四頁。
- (19) 明応五(一四九六)年二月の戦死者「四郎左衛門」を基信に宛てることは可能だろうが(『後法興院記』明応五年二月一日条、横山B著一五一頁)、今後の検討に付したい。

- (20) 前註(一)勝俣論文。
- (21) 『蔭涼軒日録』明応二年正月晦日条。
- (22) 基広の父は法名が徳海宗弘禪定門、文明一四(二四八三)年九月二日に没した『西源録』・大安寺宝篋印塔銘、横山B著二〇五頁。その系譜は、東陽英朝が書いた徳海宗弘の画賛に「利将苗裔、藤原克家、磨三軍於京府、拜五品於詔麻」とあり利将の子孫だった『少林無孔笛』『妙心寺派語録 一』四八七頁。利将の事績は不明。尾関氏は前註(13)論文で、基広を敬仲元肅とする『岐阜県史』や横山氏の説を否定して斎藤利安に比定し、基広は駿河守となった後に永正六(一五〇九)年に死去したとされた。なお、『梅花無尽蔵・抄録本』の斎藤系図には妙椿の子に駿河守基秀がみえる(横山B著四五頁)。
- (23) 『妙心寺派語録 二』(二九八七年)。
- (24) 利安は利永の子で妙椿の養子とされる(横山B著七三頁)。斎藤利安の三回忌供養は仁岫宗寿と斎藤利賢によって行われた(『仁岫宗寿語録』、『岐阜県史 史料編 古代・中世二』一八〇頁)。また、土岐政房は永正一四(一五一七)年に仁岫宗寿を招いて大桑南泉寺を開いた(『岐阜県史 通史編・中世』六五二頁、中野効四郎氏執筆)。利永・妙椿の関係は、『岐阜県史 通史編・中世』が親子、勝俣鎮夫氏は『親元日記』などに依拠しては兄弟とした(前註(一)勝俣論文)。後者は正徹『草根集』の発見で補強された(田中新一「斎藤妙椿の俗名について」『郷土研究岐阜』一七、一九七七年)。
- (25) 『岐阜県史 通史編・中世』六五五頁(中野効四郎氏執筆)。土岐政房は永正六(一五〇九)年に守護所を福光に移しており、この時は革手が守護所だった。
- (26) 前註(一)勝俣論文。
- (27) 『県史』の「二 おうこ名田放状」には以下の注記がある。  
○一号文書ヨリ二六号文書マデ、一卷ニ表装シテアリ、コノ案文、大仙寺ニ二本アリ、ソノ内一本ニハ紙継目ノ表面ニハ黒印、最初ト最後ノ紙継目ノ裏ニハ裏花押アリ、イマ、紙継目ニ黒印・裏花押ノアルモノニ抛リテ採ル、  
また、「二六 細目蔵三郎年貢結解状」には「○以上、一号文書ヨリ二六号文書マデ、一卷ニ表装シテアリ」と注記され、「解説と解題」には「二七号文書に『本支証物写、紙数式拾四枚半あり』とみえるのは、一号文書から二六号文書までをさすと思われる」とある。
- (28) 美濃での印判の使用例は、慈雲院善性奉書がある(『県史』、汾陽。むけの汾陽寺へ寄しん申まいらせ候下地の事、寄しん状、同もくろく、妙純ほうるんはんをし候てまいらせ候、おほせおハしまして候、このよし申給へ、かしく、  
延徳二年正月廿三日 善性黒印  
すいりう寺へまいる  
侍者御中  
寄進状・目録に斎藤妙純(利国)が花押を捺し、取り次いだ慈雲院善性は黒印を花押代わりに使って奉書を発給した。また、永正一一(一五一四)年四月二五日は心院納所奉書でも黒印(印文「是心」)が使用されている(『県史』、立。政寺文書一)。
- (29) 賀室妙慶は『仏日真照禪師雪江和尚語録』に「賀室妙慶禪尼預請下火語」の一文がある(『妙心寺派語録一』五三頁、一九八四年)。
- (30) 土岐政房発給の他の禁制には、永正元年五月一日付け禁制(六ヶ条、大仙寺八)、永正九年八月二日付け禁制(五ヶ条、殿寺文書一)、永正三年八月日付け禁制(二〇ヶ条、溪寺文書一)がある。

(31) ④の「条々定被置候書」はBの文末の「右所定置如件」と共通し（傍線）、斎藤利安掟書と近似する。⑤は「御制札」とあり禁制とみられる。

(32) Bは前欠だが寺の修理負担が内容で、『御成敗式目』第一条の「至社者、任代々符、小破之時、且加修理、若及大破、言上子細、随于其左右可有其沙汰矣」に類似しており、『中世法制史料集』第一巻（傍線）、これに準拠して解釈した。

(33) 大仙寺文書の引用の際は、一通ごとに記された冒頭の「一」や確認の符丁とみられる「〇」の記号があるが省略した。

(34) 前註(4)三宅論文。

(35) 「一向ニ 公方様御材木と不存候て、召置申付候」という事情は、『今川仮名目録』二七条の「河流の木之事、知行を不論、見合にとるべき也」と流木は確保した者に権利がある慣習に従ったことを示している（傍線）。『中世法制史料集』第一巻。

(36) 古田氏には「古田藤五郎」と藤原姓かと思われるものもある。古田氏の系譜研究をみると、『大仙寺史』は「大仙寺は古田織部の先祖である古田彦右衛門尉信正の菩提寺であつて、古田恒二家譜では信正の子孫に古田織部が記されている」と古田織部等との関係を記している（傍線）（二五七頁）。『新訂寛政重修諸家譜』収録「古田」氏の系図には重勝に「美濃国に生る」とあり藤原流である（第十五、七八頁）。桑田忠親氏は『古田家譜』から土岐氏から織田氏へと仕え先を変えたと記すが、前史は明瞭でない（『古田織部の茶道』、講談社学術文庫、一九九〇年）。織部の故地は、柳本淳氏が『美濃明細記』に織部の出身が美濃国本巣郡山口とあることなどを紹介し（『美濃と古田織部』、『郷土史壇』六一六、一九四〇年）、丸山幸太郎氏は山口説を強調し細目古

田氏の系譜等を加えて修正古田氏系譜を作成された（『古田織部の事績と実像（一）』、『岐阜史学』九三、一九九八年）。また、久野治氏は豊後古田家譜は大江流だが、細目古田氏等との関係は不明な点が多いとされる（『改訂 古田織部とその周辺』、二〇〇九年）。未見の家譜類も多く確かめきれないが、細目古田氏は大江姓で、長井氏との関係が想定されることを指摘するにとどめておく。

(37) 応仁二（一四六八）年九月六日の古田衛門三郎避渡状案は不二庵領を古田式部丞に引き渡したもので、古田氏は不二庵領の実質的管理者だった（『大仙寺』）。

(38) 賀茂社領分は県史に「二八 太田郷賀茂社領年貢注文案」に「〇二八号文書ヨリ四一号文書マデ、一卷ヨリ成ル、紙継目ニ黒印アリ」と注記されている。黒印は角印で、『大仙寺史』の巻末掲載写真から確認できる。これらの文書は永正二（一五〇五）年から永正一一年に至る年貢注文や入用注文等からなり、太田郷代官祐河庵梵信が書き上げたものがほとんどで、受取人には永正一一年分に大江彦左衛門がみえる（傍線）（『大仙寺』）。これも古田氏であろう。

(39) 年貢銭等注文文案断簡には不二庵近郊の「不二あんの北ほしの宮ひかし」の他に「にしのかし西方」「柏垣内」がみえるが、年貢銭等算用状案断簡にみえない。

(40) ほぼ一筆ごとに「四日市庭又四郎」などと居住地と作人名が記されている。また「しんぎしん 小作まこゑもん」などと小作人の名がみえ、下作の実態把握が行われている。

(41) 『岐阜県の地名 日本歴史地名大系21』（一九八九年）。

(42) 年貢銭等注文文案の下垣内の年貢高と作人等は、①一所（三貫二〇〇文、すけ二郎）、②畠一反（五〇〇文、作人すけ二郎、新寄進）、③

- 一反(八〇〇文、小作まこゑもん)があるが、ABC三通との直接的な関連は不明である。
- (43) 「ほん文書」(本券)はDをいうのであろうか。Dが本券でなければ、本券は第三者に保留されていたこととなる。
- (44) 現在の錦織の「西借宿」「東借宿」に比定される(『岐阜県の地名 日本歴史地名大系21』一九八九年)。
- (45) 大山喬平「公方年貢について―美濃国龍徳寺の売券―」(『人文研究』〔大阪市立大学文学部〕二二―四、一九七一年)。
- (46) 前註(1)勝保論文、および前註(4)三宅論文。
- (47) KLはセットで、Kの「すのきう名」がLに「春木下郷収納給名」とある。
- (48) 小名にはしに鍛冶屋敷がみえ、鍛冶職人の居住地でもあった。
- (49) 年貢銭等算用状案断簡によると、収納給名は年貢一〇貫文、夫貢一貫五〇〇文、春秋段銭一貫四八四文(大仙寺)。一方、年貢銭等注文案断簡には年貢は米四三俵二斗で「はる木上のかう大むろの新さ衛門方あつち申候」とある(大仙寺)。上郷の大むろの新左衛門に預けているという意味だろうか。年貢米四三俵二斗は、先述した国重名半名での一俵四〇〇文で換算すると一七貫文ほどになる。文書間の年貢量の違いは、うまく説明できない。
- (50) 横山B著にもみえない。系図や寺院名でも「宝塔院」に該当しそうな院家・人物は発見できていない。文書にみえる人間関係からの推定である。
- (51) 『岐阜県の地名 日本歴史地名大系21』(一九八九年)
- (52) 名前が三郎、「ほそめくら」を一単位とみる理由は某書状案断簡に「細目郷藏之前」とみえることによる(大仙寺)。細目蔵は木曾川に面した場所にあった。
- (53) 年貢銭等注文案断簡は前欠とみられ、全般を知ることができない。ただし「七日市庭下垣内やしき」の分に以下のようにある(大仙寺)。
- 一、皇岩段 五百文 新ぎしんの分、作人すけ二郎、  
奥八しんきんの分也。
- 但、此皇ハ下こうや又七かまえにあり、  
 連券には「下こうや」の文書はないが、右の記載から「下こうや」は「下垣内」と関係がありそう。下垣内は、寛正二(二四六)年の古田信正寄進状案には「一、参貫伍百文成者、此内参百文免、下垣内助左衛門引也、」とある(大仙寺)。古田氏が強く関与していた。
- (54) Pの「細目郷 堀内権守 在判」の部分は、『岐阜県史』は原文書を見ることができず、他の一本と東京大学史料編纂所影写本(明治二八年)によって補ったとある。これにしたがって検討していく。
- (55) Oの売主が「ほそめのかうかとのしやうしゆんかものこほり」とあることから考えて、「門之」は名字ではなく住所をさそう。
- (56) 『日本国語大辞典』には「留めておく」の用例がある。
- (57) 「まきの」は、美濃加茂市牧野とこれに隣接する八百津町上牧野がある(『角川日本地名大辞典 21 岐阜県』「小字一覧」、一九八〇年)。
- (58) 先述した応仁二年に避渡状を記した古田衛門三郎と通称が類似する。前註(34)丸山論文では信正の子としている。
- (59) 大字単位の地域である(『八百津町史』)。
- (60) 文書内容からみて「預ケ状」より「預カリ状」とした方がよいかもしれない。預状については、宝月圭吾「預状についての一考察」(『中世日本の売券と徳政』、一九九九年、一九六八年初出) 参照。